

# プロジェクトチーム制度運用規程

全国言友会連絡協議会

## 第1条（目的）

- 1-1 本規程は、全国言友会連絡協議会におけるプロジェクトチーム制度について定める。
- 1-2 プロジェクトチーム制は、事業における責任の所在、開始と終了、工程や費用、参加者を明確にすることで、事業の確実な実施はもちろん、内容の妥当性及び手続きの正当性、人的・物的な資源配分の合理性と効率性を確保することを目的とする。

## 第2条（実施）

- 2-1 プロジェクトの開始は理事が提案することができる。
- 2-2 プロジェクトを開始するためには、理事会に所定の書式に基づいた計画書を提出し、承認を受けなければならない。承認を受けていないプロジェクトについて、理事会は全国言友会連絡協議会の名称の使用と費用の請求を拒絶することができる。
- 2-3 理事会は、別に定める基準により、提案された事業がプロジェクトチーム製の趣旨に沿ったものであるかを判断する。
- 2-4 工程や費用は可能な範囲で具体的な数値で明示しなければならない。
- 2-5 参加者の記載には具体的な氏名を要する。
- 2-6 参加者（プロジェクトメンバー）は理事長の委嘱によってその資格を得る。
- 2-7 委嘱を受けていない参加者は協力者としての位置づけとなり、理事会はその名義による費用請求を拒絶することができる。
- 2-8 参加者のうち、1名を責任者（プロジェクトリーダー）とする。なお、特段の事情があると認められる場合、責任者には理事以外が就くことができるが、その場合は理事会への進捗報告などの義務を負う担当理事を1名以上配置しなければならない。
- 2-9 責任者あるいは担当理事は、求めに応じて理事会に事業の実施状況を報告しなければならない。

## 第3条（中止）

以下の事情が認められる場合、理事会はプロジェクトチームを解散あるいは停止させることができる。

- A 事業の実施が困難であると認められる事情が実際に生じたか、生じる蓋然性が認められる時。
- B 特段の理由なく、相当の期間にわたって事業の実施が停滞している時。
- C 特段の理由なく、責任者あるいは担当理事から相当の期間にわたって進捗報告がない時。

## 附則

- ・この規程は、令和元年8月1日から施行する。

以上

## プロジェクトの承認基準について

### A 基準（全て満たす必要がある）

- A-1 妥当性：目的が全国言友会連絡協議会の趣旨に沿っていること。
- A-2 論理性：目的と手段に明瞭な関連が見られること。
- A-3 経済性：予算が具体的で、かつ合理的だと認められること。
- A-4 公益性：実施によって個人ではなく団体あるいは広く一般に利益をもたらすこと。
- A-5 補完性：取り組みの内容が正会員の自立性を損なう結果をもたらさないこと。

### B 基準（いずれかを満たす必要がある）

- B-1 有期性：始期と終期が明確であること。
- B-2 新規性：先駆的な取り組みであること

なお、B 基準を満たさないが、A 基準を満たしており、その必要性が認められる場合、理事会は常設機関の所掌において実施することができる。

以上